

議案第 77 号

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 25 年 11 月 26 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成 11 年墨田区条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

付則第 5 項を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

- 5 当分の間、第 67 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

付 則

- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の付則第 5 項の規定は、平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に係る延滞金について適用し、同日前の期間に係る延滞金については、なお従前の例

による。

（提案理由）

地方税法の一部改正により地方税に係る延滞金の割合が改められることを踏まえ、廃棄物処理手数料等に係る延滞金の割合について同様の措置を講ずる必要がある。